

株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）第 27 条第 1 項の規定による監査役の意見

令和元年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 2 年 6 月 1 日

株式会社国際協力銀行

監 査 役 ..... 太 田 康 雄 ..... ⑩

監 査 役 ..... 土 屋 光 章 ..... ⑩

監 査 役 ..... 玉 井 裕 子 ..... ⑩